

指定介護予防支援契約書

様（以下「利用者」という。）と、指定介護予防支援事業者である奉優会中野居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、要支援状態の悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、指定介護予防サービス（以下「サービス」という。）等の提供が確保されるようサービス提供事業者等と連絡調整その他の便宜を提供する。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定又は事業対象者登録の有効期間満了日までとする。ただし、契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。

（契約の内容）

第3条 業務の内容等は、下記のとおりとする。

- (1) ケアプランの作成
- (2) サービス提供事業者等との連絡調整
- (3) サービス実施状況把握、評価
- (4) 利用者状況の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要支援認定等の申請に対する協力、援助
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画作成等に対する協力業務
- (8) 相談業務

（契約の解除）

第4条 利用者から行う解約措置

- (1) 利用者は契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を文書にて申し出なければならない。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 次の場合、利用者は事業者に対し申し出を行うことにより事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができる。
 - ア 事業者が正当な理由なく指定介護予防支援の提供を行わない場合
 - イ 事業者が明らかな守秘義務に反した場合
 - ウ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - エ その他事業者がこの契約に定める指定介護予防支援の提供を正常に行えない状況に陥った場合

2 事業者から行う解約措置

- (1) 事業者は、休廃止等この契約に基づく指定介護予防支援の提供が困難になるなど、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、利用者又はその家族等が事業者や従業員に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、1ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができる。

3 契約の自動終了

- (1) 利用者が介護予防支援を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- (2) 利用者の介護認定区分が「非該当」もしくは「要介護」と判定された場合
- (3) 利用者が当事業所の担当地域から転居された場合
- (4) 利用者が死亡した場合

但し、介護予防支援のご利用者で、ご利用者及びご家族の事情によるサービス内容の変更のため、一時的に介護予防ケアマネジメントの扱いとなった場合は、契約を継続する。また、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合、又は、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、事業所と地域包括支援センターは密に連絡を取り合い、ご利用者が遺漏なく円滑にサービスが利用できるよう努めるものとする。

(担当者)

第5条 事業者は、指定介護予防支援の業務を担当する介護支援専門員を選任し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名その氏名を通知する。

(介護予防サービス計画の作成)

第6条 事業者は、次の各号に定める事項を担当職員に担当させ、介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成を支援する。

- (1) 介護予防サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (2) ケアプランの作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身及び家族の状態等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにする。
- (3) ケアプランの作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてケアプランに位置づけるよう努める。
- (4) ケアプラン作成にあたり、ご利用者及びその家族等には、計画に位置づけられる指定介護予防サービス事業所について、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業所に偏することがないよう、公正中立に行う。また利用者及び家族は、複数の指定介護予防サービス事業所を紹介するよう求めることができる。
- (5) ケアプランの作成にあたっては、適切にサービスが選択できるよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- (6) ケアプランの作成にあたっては、適切な方法により、利用者の生活機能や健康状態おかれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握する。
- (7) 前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し行う。この場合において、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (8) 利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成する。

2 担当職員は、サービス担当者会議の開催、指定介護予防サービス等の担当者(以下「サービス担当者」といいます。)に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、ケアプランの原案の内容について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 担当職員は、ケアプランの原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該ケアプランの原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て介護予防サービス計画等として利用者、サービス担当者に交付する。

(実施状況の把握・計画の変更等)

第5条 事業者は、ケアプラン作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させる。

- (1) ケアプランの実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。なお、利用者がケアプランの変更を希望した場合又は、事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってケアプランを変更する。
- (2) 指定介護予防サービス等の実施状況の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行う。サービスの提供が開始される月（ケアプランが変更された場合を含む。以下同じ。）及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接する。ただし、要件を満たしていれば、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。要件は、別紙（重要事項説明書）のとおり。
- (3) ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行い、ケアプランの達成状況について評価を行う。

(給付管理)

第6条 事業者は、ケアプラン作成後、その内容及び利用実績に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出する。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 事業者は、利用者が要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請並びに要介護認定申請を円滑に行えるよう必要な協力を行う。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行う。

(サービスの提供の記録)

第8条 事業者は、予防給付に基づく介護予防支援事業の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。

3 事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。

(料金)

第9条 この契約に基づき、事業者が提供する指定介護予防支援にかかる料金は別紙（重要事項説明書）のとおりとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第10条 事業者及びその従業員は、指定介護予防支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続する。

2 事業者は利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いてはならない。また、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いてはならない。

3 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(賠償責任)

第12条 事業者は指定介護予防支援の提供に伴い、利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対して損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、利用者又は利用者家族の責に帰すべき事由により発生したものはこの限りではない。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援又はケアプランに位置づけたサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。

(身分証携行義務)

第14条 担当職員は、常に身分証を携行し、利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示しなければならない。

(虐待の防止)

第15条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じなければならない。

(利用上の注意義務等)

第11条 利用者は指定介護予防支援の実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及びその従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとする。ただし、その場合事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならない。

2 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者とが、指定介護予防支援の内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定する。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めることとする。また、協議の内容に関しては事業者の所在する保険者に報告するものとする。

(裁判管轄)

第17条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意することとする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有する。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 <住 所> _____

<氏 名> _____

(代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<利用者との関係> _____

事業者

<法人名> 社会福祉法人 奉優会
<法人所在地> 東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階
<代表者名> 理事長 香取 寛
<事業所名> 奉優会中野居宅介護支援事業所
<事業所所在地> 東京都中野区中野3丁目23番47号